山口県告示第二百三十四号

査地域及び調査期間を次のとおり告示する

二年度における地籍調査に関する事業計画を定めたので、地籍調査を行う者の名称、

調

Щ

公安委告示

警備員等の検定の実施..... 警備員指導教育責任者講習の実施 П

基本測量の実施 (監理課)

県営南河内地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧 (農村整備課)

県営長門地区中山間地域総合整備事業 (桃の木換地区)の換地処分 (農村整備課)

土地改良区役員の届出 (農村整備課)

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出 (商政課) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課)...... 平成二十二年度地籍調査事業計画 (地域政策課)...

田町大字中村及び豊北町大字田耕

宇部市大字棯小野、大字藤河内及び大字船木

山口市江崎、仁保下郷、

秋穂東、

小郡上郷、小郡下郷及び阿東生雲中

字道市、菊川町大字樅の木、豊田町大字稲光、豊田町大字今出、豊田町大字殿敷、 杉田町一丁目、彦島角倉町一丁目、彦島角倉町四丁目、菊川町大字上保木、菊川町大 浦町四丁目、彦島江の浦町五丁目、彦島江の浦町八丁目、彦島江の浦町九丁目、彦島

目

次

平成 22 年 6月4日 (金曜日)

市及び山陽小野田市

調査地域

下関市彦島江の浦町一丁目、彦島江の浦町二丁目、彦島江の浦町三丁目、

彦島江の

地籍調査を行う者の名称

下関市、宇部市、山口市、

萩市、

防府市、下松市、岩国市、

長門市、

美祢市、

周南

山口県知事

井

関

成

平成二十二年六月四日

大田及び美東町長田 岩国市周東町祖生及び錦町須川 下松市大字切山、大字来巻及び大字河内

防府市大字久兼 萩市大字椿東

Ξ

四四

Ξ

長門市仙崎、東深川、深川湯本、 日置上、日置中及び日置野田

美祢市大嶺町東分、東厚保町川東、 東厚保町山中、美東町赤、美東町綾木、 美東町

山陽小野田市大字小野田、 周南市大字湯野及び大字鹿野下

大字西沖、 赤崎二丁目及び波瀬一丁目

Ξ 調査期間

兀 六

平成二十二年六月四日から平成二十三年三月三十一日まで



国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 第六条の三第二項の規定による平成二十

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。 (一七六) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

次の

ら同年十月四日までの間、 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月四日か 山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課に

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(一七七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。 ら同年十月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市経済観光部商工振興課に 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十二年六月四日か 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第六条第二項の規定により、 関 成

山口県知事 = 井

大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリ岩崎チェーン下関安岡店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

周南市福川三丁目一八番二二号

所 代表者の氏名

河戸憲一郎

株式会社岩崎宏健堂 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 午後八時 変 更 前 午後九時 変 更 後

=

П

(一七八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十二年一月二十二日山口県公告(一七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成 口市から意見を聴きました。

政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十二年六月四日から同年七月五日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十二年六月四日

山口県知事 _ 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ニトリ山口店

称

所在地 山口市神田町六八三の

意見の概要

騒音の発生に係る事項等について配慮を求める

(**一七九**) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十二年一月二十二日山口県公告 (一八) に係る大規模小売店舗について次のとおり柳 井市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

政課及び周南市産業観光部産業政策課において公衆の縦覧に供します 当該意見は、平成二十二年六月四日から同年七月五日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十二年六月四日

Щ

山口県知事 _ 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 周南市花畠町一二七の アルク徳山中央店

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一八〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

土地

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十二年六月四日

山口県知事

=

井

関

成

就任した役員

土地改良区の名称 氏 名

監理 事事 の 別 住

所

下関市清末土地改良区 監 理 事 事 幸信 下関市清末西町三丁目四番三七号

船木

真

11

清末千房一丁目四番三二号

退任した役員

=

土地改良区の名称

監理 事事 の 別

住

所

下関市清末土地改良区 氏 名

理 卓雄

桜井 一喜 下関市清末西町三丁目四番三七号 清末五毛一丁目二番一四号

(一八一) 県営長門地区中山間地域総合整備事業 (桃の木換地区) の換地処分

り行いました。 県営長門地区中山間地域総合整備事業の施行に係る桃の木換地区の換地処分を次のとお 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十二年六月四日

山口県知事 _ 井 関

成

平成二十二年五月二十六日

換地処分の年月日

換地処分の内容

地計画のとおり 県営長門地区中山間地域総合整備事業 (桃の木換地区) 換地計画書に記載された換

(一八二) 県営南河内地区中山間地域総合整備事業計画書の縦覧

第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 南河内地区中山間地域総合整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 同条

縦覧の期間

 \equiv

報

号

平成二十二年六月四日

県営南河内地区中山間地域総合整備事業計画書の写し 縦覧に供する書類

平成二十二年六月七日から同月二十八日まで

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八三) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項にお いて準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成二十二年六月四日

山口県知事 _ 井 関 成

県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

縦覧に供する書類

П

縦覧の期間 平成二十二年六月七日から同月二十八日まで

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一八四) 基本測量の実施

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、 国土交通省

平成二十二年六月四日

山口県知事 = 井 関

成

作業の種類

基本測量 (土地条件調査)

作業の地域

下関市

Ξ 作業の期間

山口県知事

_

井

関

成

平成二十二年六月一日から平成二十三年三月三十一日まで



山口県公安委員会告示第二十八号

号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。) 第二十二条第二項第

平成二十二年六月四日

Щ 県 公 安

委 員 会

講習の日時及び場所、 講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

以下同じ。) 午後五時三十分まで及び同月九日(金曜日)の午前九時から午後五時二十分まで という。) の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。 備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」 八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。) 第七条第一項の警 員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十 追加取得講習 (講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。 新規取得講習 (法第二十二条第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備 平成二十二年七月五日 (月曜日) から同月八日 (木曜日) までの午前九時から

九日 (金曜日) の午前九時から午後四時十五分まで 平成二十二年七月八日 (木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月

場 所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口 (山口県婦人教育文化会

講習を行う警備業務の区分

法第二条第一項第三号に規定する業務 (以下「第三号警備業務」という。)

受講者の定員 二十人

二 講習対象者

新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。

- 最近五年間に第三号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者 警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。
- ものに限る。) に係る法第二十三条第四項の合格証明書 (以下「合格証明書」と 下「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定 (第三号警備業務に係る いう。) の交付を受けている者 以
- に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を 検定規則第四条に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに限る。
- 受けた後、継続して一年以上第三号警備業務に従事しているもの 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第1 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和
- 第三号警備業務に従事しているもの 限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上 項に規定する一級の検定 (第三号警備業務に係るものに限る。) に合格した者 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第三号警備業務に係るものに

追加取得講習

県

交付を受けている者であって、 第三号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の かつ、一のアからオまでのいずれかに該当する者

Ξ 受講申込書の受付期間

は、受付を締め切るものとする。 平成二十二年六月十四日 (月曜日) から同月十八日 (金曜日) まで ただし、受付期間内であっても、 申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

受講申込書の提出方法

五

受講申込書は、 持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

警備員指導教育責任者講習受講申込書 (講習規則別記様式第一号によること。)

条の合格証の写し、二の①のオに該当する者にあっては二級の検定に係る旧検定規 ウに該当する者にあっては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第三号警備業務 従事証明書、二の①のエに該当する者にあっては一級の検定に係る旧検定規則第八 業務の従事期間に関する証明書(以下「第三号警備業務従事証明書」という。)、 |の○のイに該当する者にあっては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の○の 二の

一のアに該当する者にあっては履歴書及び警備業者等が発行する第三号警備

則第八条の合格証の写し及び第三号警備業務従事証明書

- (Ξ) た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、 申込前六月以内に撮影し
- (四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し (新規取得講習を受講しようとする者を

受講手数料

白欄にはること。この収入証紙には、 ようとする者にあっては一万四千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余 新規取得講習を受講しようとする者にあっては三万八千円、追加取得講習を受講し 消印をしないこと。

講習の実施の委託

講習は、 山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施す

九 その他

手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること すること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切 察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三-九三三-〇一一〇内線三〇一八)に この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

講習の日時及び場所、 講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

新規取得講習

午後五時三十分まで及び同月九日 (金曜日)の午前九時から午後零時四十分まで 平成二十二年七月五日 (月曜日) から同月八日 (木曜日) までの午前九時から

追加取得講習

九日 (金曜日)の午前九時から午前十一時三十五分まで 平成二十二年七月八日 (木曜日) の午前九時から午後五時三十分まで及び同月

場 所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口 (山口県婦人教育文化会

(四) 受講者の定員 二十人 法第二条第一項第四号に規定する業務 (以下「第四号警備業務」という。

講習を行う警備業務の区分

(--)新規取得講習

講習対象者

最近五年間に第四号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

が通算して三年以上である者 交付を受けている者であって、 第四号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の 追加取得講習

かつ、最近五年間に第四号警備業務に従事した期間

Ξ 受講申込書の受付期間

ただし、受付期間内であっても、 平成二十二年六月十四日 (月曜日) から同月十八日 (金曜日) まで 申込者の人数が受講者の定員の数に達したとき

兀 受講申込書の提出先

は、受付を締め切るものとする。

山口県内の最寄りの警察署

受講申込書の提出方法

五

六 受講申込書は、 持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

 (Ξ) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影し 履歴書及び警備業者等が発行する第四号警備業務の従事期間に関する証明書

警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。

(四) 除く。 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を

た無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。

七 受講手数料

П

Щ

ようとする者にあっては一万円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄 にはること。この収入証紙には、 新規取得講習を受講しようとする者にあっては三万四千円、 消印をしないこと 追加取得講習を受講し

八 講習の実施の委託

講習は、 山口市宮島町五番一三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施す

九 その他

手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。 すること。 察本部生活安全部生活安全企画課 (電話○八三−九三三−○一一○内線三○一八) に この講習についての問合せは、 郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切 最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警

山口県公安委員会告示第二十九号

の検定を次のとおり実施する。 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第一項の規定により、警備員等

平成二十二年六月四日

Щ П 県 公 安 委 員 会

検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

別 級 受検定員

検定の日時及び場所

=

交通誘導警備業務 級 三十名

九 四 時まで午前九時から午後五 時 山口県警察学校山口市仁保下郷

四五九番地

受検資格

平成二二、

Ξ

当する者であること。 住所を有するもの (以下「県外在住警備員」という。) であって、次のいずれかに該 山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に

当該合格証明書の交付を受けた後、 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、 - 当該警備業務に従事した期間が一年以上である

公安委員会が一に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

兀 検定申請書の受付期間及び時間

分から午後五時十五分まで 平成二十二年七月十二日 (月曜日) から同月十六日 (金曜日) までの午前八時三十

なお、受付期間内でも、 申請者の数が受検定員に達したときは、 受付を締め切るも

五 検定申請書の提出先

にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署 者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、 山口県内に住所を有する者にあっては住所地 (その者が警備員である場合は、 県外在住警備員

検定申請書

提出書類

添付書類

山口県内に住所を有する者にあっては、 山口県内の住所地を疎明する書面

- 2 県外在住警備員にあっては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明す
- 3 書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書 三の□に該当する者にあっては、一級検定受検資格認定書の写し 三の○に該当する者にあっては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明
- 撮影年月日を記入すること。) 二枚 影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮

収入証紙には、消印をしないこと。 受検票の交付

受検手数料

一万四千円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この

八

九

その他

検定申請書を提出した警察署において交付する。

- 警笛は、受検当日各自持参すること。
- る警察署に請求すること。 ある場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。) を管轄する警察 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあっては住所地 (その者が警備員で 県外在住警備員にあってはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄す
- 三-九三三-〇一一〇内線三〇一八)にすること。 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話〇八

平成二十二年六月四日発行平成二十二年六月四日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁